

日本の大陸膨張と横浜正金銀行の対外業務（2）

菊池 道男

〈目次〉	序——問題の所在	
	第Ⅰ章 日本の大陸膨張と対外貿易	
	1 日本の大陸膨張と軍事財政	
	2 日本産業の軍事化と対外貿易	(以上、第30巻第1・2合併号)
	第Ⅱ章 為替管理政策と横浜正金銀行の対外業務	
	1 国際金融市場と国際金、銀相場	
	2 為替管理政策と横浜正金銀行の対外業務	(以上、本号)
	第Ⅲ章 日満ブロックと横浜正金銀行の対外業務	
	1 日満ブロックと経済開発	
	2 日満通貨統一と横浜正金銀行の対外業務	
	1) 「満州国」幣制事情と国幣通貨統一	
	2) 日満通貨統一と横浜正金銀行の対外業務	
	3 中国幣制改革と横浜正金銀行の対外業務	
	1) 中国幣制事情と銀元通貨統一	
	2) 中国幣制改革と横浜正金銀行の対外業務	

結語

第Ⅱ章 為替管理政策と横浜正金銀行の対外業務

1 国際金融市場と国際金、銀相場

30年代後半にいたる世界経済は、ヨーロッパ金融恐慌を機に分断され、多角的資本供給機構が崩壊し、各国経済はこうした分裂のもと通貨経済圏をベースとしてブロック的に再編された。各国は管理通貨制を採り、このブロック間の通貨・為替抗争及び東欧諸国市場(再分割)抗争を展開し、これに銀価変動が相乗し、国際金融市場は国際決済機能の低下と同時に、決済機構の複雑化をもたらすことになったのである。

すなわちヨーロッパの金融恐慌は、東欧諸国をも必然的に巻き込んでいったが、1931年9月21日、イギリス政府は金本位制の放棄を決定し（金本位法停止、ポンド切り下げ）、ここに国際通貨体制＝ポンド体制は崩壊した。この影響のもと世界経済は分断される一方、他方で世界貿易が縮小しブロック的に再編がすすめられ、各国はいわゆる近隣窮乏化政策のもとに短資引き揚げや資本逃避（短資流出）の防止にあたるために為替管理と保護関税とをもって、自国経済の回復と安定をはかることとなった。

まず、イギリスは、32年春以降、大恐慌の打開策として為替政策（財政法制定、「為替平衡勘定」〈EEA〉）を展開し、対ドル・フラン為替相場の低位安定化と金準備の増強にあたると同時に、スターリング・ブロック（＝大英帝国特惠体制）の結成・強化をはかることとした。為替政策の結果、イギリスは大量のドル及びフランを保有するようになり、為替リスク回避の必要からこれらの金イヤー・マーク（自由交換）をニューヨーク連銀とフランス銀行に依頼し、この間金準備を大幅に増加させていたのである。そしてアメリカは、ヨーロッパ金融恐慌下に大量の金を対外流出し、32年、フーヴァー政権のもとで大規模な恐慌救済策が展開されたが、金の対外流出・銀行破産が止まらず、翌年3月4日に就任したローズヴェルト大統領は、直後の同月6日、全米銀行休業令を発令し、金銀輸出・金銀退蔵の禁止、イヤー・マークの禁止などの緊急措置をとって金本位制停止に踏み切ると同時に、ドルの切り下げ政策を実施した¹⁸⁾。この結果、間もなくアメリカよりイギリスへ向けてイヤー・マーク金が引き揚げ（短資流出）、ドル減価・ポンド騰貴、対ドル相場は騰貴するにいたったのである（第5表）。

他方、ドイツは31年11月以降、為替管理国の外国為替

第5表 世界の公的準備資産

（年末残高、100万米ドル、括弧内は100万英ポンド）

		1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
スターリング地域	金	430	413	450	458	494	513	564	609
	外国為替 (外国為替)	697 (149)	594 (129)	262 (85)	341 (112)	518 (172)	587 (207)	599 (221)	636 (234)
金ブロック諸国	金	2,362	2,878	4,143	4,817	4,525	4,578	3,630	2,941
	外国為替	1,534	1,576	1,008	287	65	43	72	50
その他の欧州諸国	金	252	253	265	248	253	272	260	251
	外国為替	292	268	92	65	54	27	38	49
中南米諸国	金	270	116	87	84	90	94	94	96
	外国為替	98	79	39	65	61	37	46	32
米 国	金	3,900	4,225	4,051	4,045	4,012	4,865	5,980	6,649
英 国	金	711	722	590	587	933	938	977	1,529
フ ラ ン ス	金	1,631	2,099	2,683	3,257	3,015	3,218	2,598	1,769
ド イ ツ	金	560	544	251	209	109	36	37	16
日 本	金	542	412	234	212	212	232	251	273
世 界 合 計	金	10,249	10,800	11,061	11,637	11,655	12,530	12,770	12,924
	外国為替	2,621	2,517	1,401	758	698	694	755	767

(注) (1)上川孝夫『国際金融史』日本経済評論社、2015年、125ページ。

(2)原資料は、League of Nations [1937]. Money and Banking. 1936/37, Vol. 2, pp. 74-75, 139.

18) アメリカは、33年4月19日、金輸出禁止令を公布し、6月5日、金約款廃止法の成立と同時に金本位制停止を法的に確認し、終局的に金本位制を廃棄した。つづいてローズヴェルト大統領は、6月16日、33年銀行法（グラス・スティーガル法＝銀行と証

の枯渴を根拠として為替清算協定をもって為替管理の強化をはかり、さらに翌32年7月、ローザンヌ会議で最終的な賠償破棄の決定をうけ、貿易・為替管理の強化、外国債権者との諸協定やトランスファー制限の強化など対外資本取引を厳しい管理下におく一方、国内資本の逃避や外国債権の引き上げを防止する国内取引は対外資本取引から遮断することにした。しかし、ドイツの金・外貨資金状況は改善されず、とりわけ為替管理の強化が資本取引に止まらず貿易統制の手段にも拡大されることとなった¹⁹⁾。

こうした情勢のもと、33年6月12日、為替相場の安定とその維持を主要議題としてロンドン世界経済（通貨）会議が開催され、唯一銀協定を成立させたものの、成果もなく失敗に帰した。これ以降世界経済はブロック的に分裂し、各ブロックは互いに近隣窮乏化政策を展開することになり、その結果世界経済が縮小し、世界恐慌はさらに深化・長期化を余儀なくされることとなったのである²⁰⁾。こうした経過なかで、大英帝国特惠制度、東欧諸国の為替管理に一層不利な立場においやられたフランスは、ただちにヨーロッパの金本位国（5ヶ国）を結集し、7月、自国通貨の金平価維持、金本位制度維持の相互援助と協力に基づく金ブロックを結成することとなった。

この結果、英・米・独・日などから金ブロック諸国へ向けて金が逃避し、循環する構図が形成されることになったのである。

一方、この間国際金融市場において銀価は、極めて大きな変動を示したのである。すなわち、31年9月、イギリスの金本位制放棄とポンド切り下げを契機に、世界恐慌以降暴落していたロンドン市場の銀価は上昇傾向に転じたが、11月、これに呼応し銀通貨圏中国から銀が海外に流出し、上海金融市場は金融逼迫と資産価格の下落によって極めて緊迫したのである。その後33年3月6日、アメリカが金銀輸出禁止を断行するとニューヨーク市場の銀価は昂騰に転じ、「1933年銀行法」を契機に銀利害関係者の銀吊り上げ運動、さらに8月、ロンドン世界経済会議で銀の国際価格に関する取決め、及びロンドンハカ国銀協定²¹⁾を経るなかでロンドン・ニューヨーク市場で銀価は昂騰することとなった。しかし世界の銀価が急騰したのとは反対に、中国においては銀価が低落し、上海為替相場では外貨売が激しくなり、中国保有銀はアメリカへ向けて流出するなど銀関係国に多大な影響を与えたが、ほどなくニューヨーク市場の銀価は世界の水準に落ち着き安定したのであった²²⁾（第6表）。

ところでアメリカは、同年3月6日の金本位制停止か

第6表 金銀価格比較高およびロンドン・ニューヨーク銀塊相場

年次	金に対する銀比例	ロンドン銀塊相場 (平均価格)	ニューヨーク銀塊相場 (平均価格)
1931(昭和6)年	64.6	14,594 ペンス	28,701 セント
1932(昭和7)年	73.3	17,843	27,892
1933(昭和8)年	76.3	18,144	34,727
1934(昭和9)年	71.9	21,229	47,973
1935(昭和10)年	54.4	28,952	64,273
1936(昭和11)年		20,075	45,087

(注) 金融研究会『銀問題』細川活版所、昭和11年、112ページ、および附表Ⅱ・Ⅲ。
及川恒忠『支那の貨幣』慶應出版社、昭和19年、151、158ページより作成。

券（投資銀行と商業銀行）の分離、33年証券法（情報開示）の金融規制の整備・強化にあたり、恐慌救済対策を講じたのである（須藤功「大恐慌とアメリカの金融規制——規制型資本主義と銀行——」阿部悦生編『金融規制はなぜ始まったのか——大恐慌と金融制度の改革——』日本経済評論社、2003年、40ページ）。

19) 加藤國彦「1931年ドイツ金融恐慌と金融制度改革——金融規制から金融統制へ——」阿部悦生編、上掲書、76ページ。

20) 山本栄治『国際通貨システム』岩波書店、1997年、64—65ページ。

21) この協定は、銀価格の安定、銀使用国の対外購買力増進と同時に銀価格の昂騰による一般物価の高騰をもって、世界不況を克服しようとするもので、米国、メキシコ、カナダ、ペルー、オーストラリア（5銀産国）、スペイン、中国、インド（3銀使用国）のハカ国によるものであった。

22) 及川恒忠『支那の幣制』慶應出版社、昭和19年、144—151ページ。

ら10ヵ月ほどの間に一連の金政策を展開した。まず10月10日、ローズヴェルト政権は、金買上政策に基づきドルの切下げを実施し、さらに翌34年1月15日、新金政策を宣言し、同月30日、「米の金準備法（Gold Reserve Act of 1934）」（制限付き金本位制復帰）をもって、一切の金を政府の所有に移し、金貨の流通を廃止した。この場合、金は地金の形態において通貨の基礎とし、ドルの現行金価値を5～6割（金1オンス＝35ドル）切り下げた。その結果、ドルが金との相場を固定化し安定したことから、短期資本（ホット・マネー）がアメリカに集中し、大量の金が流入することになった。そして、ドル為替の低位安定のためドル切り下げ利益の一部をもって、為替安定基金（ESF、20億ドル）を設立し、国内景気の振興をはかる一方、ポンド相場に対抗してドル相場の騰貴を抑制することとした²³⁾。かくして国際的には基軸通貨間の為替切り下げ抗争が展開されることになったが、アメリカの金準備法は、金本位制を維持している国に限って金の輸出を認めたものであったことから²⁴⁾、為替安定基金の操作対象は、当面金ブロック諸国（とりわけフランス）に限定され、イギリスは直接対象とならなかった。ともあれ、アメリカ政府の一連の金政策は、国内物価の引き上げや景気の回復といった目標を達成できなかったが、イギリスへの対抗的為替政策としてドルの対ポンド低位安定化は一応の成功を収めたのである。

これを受けて、イギリスは「為替平衡勘定」の操作対象をドルからフランへ変更したが、他方ナチスの進出による金ブロックの動揺が相乗し、フランスから短資流入が継続したのである。いずれにせよ、米英両国ともフランスを対象として迂回的にドル＝ポンド相場の安定を期さねばならなかったといえる。英米が競って金ブロック

から金・短資吸収に努めた結果、フランスは金融的基礎が崩壊に向かうと同時に、フランス銀行の金準備もこれまでの増加傾向から減少傾向に転ずることとなった。かくして、英米の為替安定をめぐる抗争は、金ブロック諸国を媒介として行われたがゆえに、これら金ブロック諸国に多大の犠牲を払わせる結果となった。また、スターリング・ブロックは、欧大陸から貿易関係が後退しつつも、金・短資を吸収しつづけポンドの安定及び入超構造を維持し、これを基礎に域内諸国との分業関係の拡大をはかることになったのである²⁵⁾。

他方、ドイツは、同年4月以降、貿易状態が悪化し、ライヒスバンクの金・外貨資金の急減から為替管理は貿易管理の手段に転じ、6月、対外債務のモラトリアムを一方向的に宣言し、資本取引、貿易関係統制の強化をはかった²⁶⁾。同年9月、ヒンデンブルク大統領の死去に伴って成立したヒトラー独裁政権は、為替管理を貿易管理にまで組織的に規制・統制を加える、いわゆるシャハトの「新計画」を策定し、軍事経済化の一環として近隣諸国からの資源（一次産品）確保に重点をおき、スターリング・ブロックから排除された東欧諸国からの輸入を確保し、マルク・ブロックを組織的に拡大してくるのであった²⁷⁾。

こうしたブロック間抗争が展開されるなかでアメリカ政府は、34年以降財務省による銀買上げ政策を実施し、銀の輸出入統制、さらに未曾有なる銀国有化などの銀政策を断行せしめたのである。すなわちアメリカ政府の銀政策は、銀ブロックの利害関係によって引きずられることとなった。33年12月21日、ローズヴェルト大統領がロンドン8ヵ国銀協定を布告・批准し、翌年5月22日、新銀政策の宣言をもって開始され、まずアメリカ国内の新

23) 梶倉正一『銀経済論』改造社、1936年、157ページ。鈴木鴻一郎編『日本産業経済研究資料 第6集 現代アメリカ資本主義年表』東京大学出版会、1968年、109ページ。

24) アメリカは、33年4月、金本位制を離脱していたが、翌34年金準備法（1月30日、金1オンス＝35ドルで再び固定）をもって金の自由輸出を外国通貨当局にのみ認め、またドルの管理責任を財務省に託すという管理通貨制度の整備によって、国際金融市場への対応策を講じた。他方、34年証券取引法（SEC＝Securities and Exchange Commissionの設置）をもって証券取引ルールの管理を強化し、さらに翌35年銀行法（連邦預金保険制度）をもって、アメリカの金融規制機構を構築したのである（加藤國彦、上掲論稿、55ページ）。

25) 山本栄治、前掲書、58～65ページ。石垣他、前掲書、196～207、211ページ。

26) ドイツは33年の銀行法の成立をもって、ライヒスバンクの行動余地を拡大し、金本位制からの離脱を法的に追認し、さらに34年3月、資本投資法、12月、公債基金法、信用制度法を成立させ、〈金融機関に対する統一的な監督制度や信用業務規制にかかわる法的枠組みの創設による〉金融機関に対する検査・監督体制の確立をはかったのであった（加藤國彦、上掲論稿、92ページ）。

27) 石垣他、前掲書、236ページ。中瀬寿一編『世界恐慌前後から第二次世界大戦に至る 世界政治経済経営史年表——1917～1945年——』大阪産業大学経営経済史研究室、1983年、295ページ。

産銀の買上が実施された。さらにアメリカ政府・財務省は、6月19日、「1934年米銀買上条例（Silver Purchasing Act）」、6月28日、銀輸出禁止令（銀輸出に特許制採用、大統領令）及び8月9日、「銀国有令」の発布・実施以降、銀買上法の本格的発動を開始し、ロンドン市場を中心に34年に海外から吸収した銀は、1億7,250万オンス（35年、4億9,440万オンス）であった（第7表）。その結果、銀価は漸騰を続け、12月29日には、ニューヨーク銀価（現物公表）54セント $\frac{3}{4}$ 、ロンドン銀価（現物）24ペンス $\frac{9}{16}$ に上がった²⁸⁾。かくして、銀価昂騰は中国、メキシコ、ペルーなどから大量の銀流出を引き起すと同時に、これらの国々の金融機構に大きな混乱を招来する結果となった。とりわけ中国では、通貨たる銀元が対外為替相場を上回り、8月15日、ついに銀の輸出現送点を超えたため、大量の現銀流出をもたらした（2億オンス近く）、10月以降銀恐慌に陥ることとなったのである。銀の大量流出によって中国の通貨は危機的状況に陥り、この対策として南京政府は後にみるように外国為替管理令発布（9月9日）に基づき、10月、銀輸出税の引き上げ、平衡税を新たに実施した。メキシコ政府は、困苦の末、翌35年4月26日、銀輸出禁止並びに銀貨を強制回収し、他方で銀の売出を防止し、為替管理を実行に移した。またペルー政府も同年5月3日、新産銀以外の銀はすべてその輸出を禁止し、インド政庁は銀の輸入に対し、高率輸入税（1オンス7.5アンナス）を賦課することにしたの

である²⁹⁾。

しかし、それにもかかわらずこの間銀価は世界水準を推移し（高位安定）、銀産国の銀利害関係者に大いなる効果を与えることになった。とりわけアメリカ資本は、世界の4割以上を生産するメキシコの銀鉱業を経営し、自国の二割半の生産と合わせ、世界銀生産のおよそ7割を資本的に統制していたことから、銀価昂騰は銀利害関係者にとってもとより好都合であった。しかし、さきにもたようにローズヴェルト大統領が、「1934年金準備法」の制定と同時に、金（ドル）平価切り下げを実施した結果、アメリカの金銀鑄造比価は従来の金ドル平価においては「16対1」（銀価が1ドル29セントに相当）であったが、金ドル平価切り下げ後には「27対1」（2ドル18セント）に低落したのである。こうした状況のなかでアメリカの銀利害関係者は、この変動した法定比価を引き戻す運動、すなわち「27対1」を「16対1」に引き戻す銀価吊り上げ運動を精力的に展開したのである³⁰⁾。かくしてアメリカ政府の銀買上政策の展開は、35年3月以降継続的に銀相場を奔騰させたのであったが、そのうえに、4月10日、アメリカ政府は、銀買上値段の引き上げを決定したのである（64.5セントから71.1セント）。さらに、以上に加えて日本は朝鮮から流入した銀をロンドンに向け輸出した結果、ロンドン、ニューヨーク市場において銀価昂騰を加速させることになり、いずれにせよ、銀関係国にさらなる影響を及ぼすことになった。そこで、アメリカ政府

第7表 米国財務省による銀買上げ（1934-1937年）

（単位：100万オンス・ドル）

	国内新産銀		国有化銀		外国銀		総計	
	オンス	ドル	オンス	ドル	オンス	ドル	オンス	ドル
1934	21.8	14.1	110.6	55.3	172.5	86.5	304.9	155.9
1935	38.0	27.3	2.0	1.0	494.4	318.2	534.3	346.5
1936	61.1	47.3	0.4	0.2	271.9	150.3	333.4	197.9
1937	70.6	54.6	—	—	241.5	108.7	312.2	163.4

（注）（1）齊藤叫「アメリカ銀政策の展開と中国」野沢豊編、上掲書、146ページ。
（2）原資料は、U. S. Treasury Department: *Annual Report of the Secretary of Treasury, 1940*, p. 133.

- 28) 齊藤叫「アメリカの銀政策の展開と中国」野沢豊編、上掲書、146-147ページ。及川恒忠、上掲書、159ページ。梶倉正一、上掲書、83ページ。
29) 滝田賢治「ローズヴェルト政権と米中銀協定」野沢豊編、上掲書、165-166ページ。
30) Leavens, Dickson, *Silver Money*, Principa Pres, Inc., 1939, pp. 245-247. 梶倉正一、上掲書、210, 252-254ページ。及川恒忠、上掲書、156ページ。

は銀の法定準備率を鑑み、市場での高値買い入れの危険性を考慮し、5月20日、外国銀の輸入を禁止し、またロンドン銀塊市場での買入を一時差し控えたが、8月以降同地市価の崩壊をみて再び防戦買いに努めたのである³¹⁾。

こうした世界的な銀価暴騰を背景に、幣制に苦しみ早急なる改革を進める南京政府は、後述のように、35年11月4日、幣制の改革を断行し、銀国有令の発布と同時に銀の所有者に法貨紙幣と引き換えに銀の強制引き上げを命じ、紙幣発行を三大特殊銀行に制限し三銀行を通して為替管理を行わせ、法幣価値の安定をはかることにした。しかしながらこの場合、以下のような経緯のもとに各国の銀を巡る駆け引きが展開された。すなわち、中国の幣制改革前夜、多額の現銀輸出と為替売出によって金融逼迫に陥った香港は、11月2日、香港と上海の投機筋の買いすすみにより対英ペンス対上海元が暴落する状況にあった。こうしたなかで、同月4日、中国幣制改革の入報があり、香港政庁はこの混乱を回避するため、同月9日、兌換停止・銀輸出を一切禁止し、銀本位制の放棄と同時に管理通貨制度を採用し、手持ちの銀約2,000万オンスをロンドン金融市場での銀売却を宣言し³²⁾、翌12月5日、これ（銀売却）を実施に移すことにした。なお一方、これを好機として銀市場の中心をロンドンからニューヨークに移すことをもくろむアメリカ（財務省）は、11月13日、国外に現銀を売って為替安定基金を求める中国と、銀価の崩壊を阻止するという共通の目標によって接近し（「第一次米中銀協定」）、5,000万オンスの銀を購入することにしたのであった³³⁾。さらに以上に加えてアメリカは、12月9日、ロンドン市場での銀買上を中止したため、こ

れ以降ロンドン銀塊相場下落、ロンドン相場の立合不能、世界銀価の崩壊などをもたらすとともに、これが上海にも波及し、以後銀価は世界的に暴落に転じ（銀恐慌）、翌日ロンドン市場は休場を余儀なくされる状況となったのである。ともあれ、中国は、銀本位制を離れ管理通貨制へ移行し、法幣をもって幣制統一を果し、ひいては外貨資金の確保をめざし、36年5月、銀需要の確保を求めるアメリカと「第二次米中銀協定」（1億2,300万オンス）を締結し、その結果、通貨・金融システムの果たす役割が増幅することになった。さらに南京政府は、新通貨制度のもとでロンドンとニューヨークに為替安定資金を置くと同時に、法幣の為替基準相場を英ポンドに対して切り下げ、英ポンドと米ドルとのクロスレートをもって対応し、国際金融市場において、法幣価値の安定とその国際的信用力を確保することになったのである³⁴⁾。

ところで、30年代後半にいたるヨーロッパでは、通貨・為替抗争とともに、東欧諸国市場をめぐってマルク・ブロック、金ブロック、スターリング・ブロック間の対立が深刻化するが、35年には、英米為替抗争はアメリカが優位のなかで相対的に安定していた。しかし、為替抗争のなかで英米両国の為替操作の対象とされた金ブロック諸国は、特にフランスはフランの過大評価により国際競争力を失って輸出を減少させた結果、経常収支の赤字幅を拡大させ、大量の金を流出させた。さらに36年6月、フランスにおいては人民戦線内閣が成立し、ブルム(L. Blum)首相は政策転換の必要性を認識してリフレ政策を採用しようとしたが、この対策に反対した資本家がほとんど資本逃避行動に出たため、ブルム政権は為替

31) 中瀬寿一編、上掲『世界政治経済経営史年表』310ページ。及川恒忠、上掲書189ページ。橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』東京大学出版会、1984年、211ページ。

32) Everest, A. S., Morgenthau, *The New Deal and Silver*, King's Crown Press, 1950, p. 112. 東京銀行編、前掲・第四巻、183-184ページ。

33) Young, A. N., *China's Nation-Building Effort, 1927-1937: The Financial and Economic Record*, Hoover Institution Press, 1971, pp. 241-245. この場合の協定は、米中両国が日本の反対、特に出先陸軍による現銀輸送の妨害・攻撃を恐れて秘密裡に行われ、この結果は、中国に約3,250万ドルが供与された。

34) 濱田峰太郎『中国最近金融史——支那の通貨・為替・金融——』東洋経済新報社、昭和11年、433ページ。及川恒忠、上掲書、197-198ページ。杉原薫『世界大恐慌と通貨・経済の構造変動』『岩波講座 東アジア近現代史 5 新秩序の模索 1930年代』岩波書店、2011年、136-8ページ。樋口季実「一九三五年 中国幣制改革の政治的意義」服部龍二・土田哲夫・後藤春美『戦間期の東アジア国際政治』中央大学出版部、2007年、301ページ。伊豫谷登士翁「1930年代アメリカ銀政策の展開」『経済論叢』第121巻第1・2号、1978年、79ページ。東京銀行編、上掲・第四巻、86ページなどを参照。なお、銀通貨圏（銀使用国）中国の対外金融関係を考える場合、中国と国際的銀価格変動との関連および金本位制下の欧米各国における金吸収と中国金市場との関係が存在しており、中国国内市場で金による決済は基本的に行われなわれていないが、上海金市場は東アジアの中心として機能し、ロンドン金価格と相関しながら変動している。すなわち、中国の対外関係は実は対外金銀比価関係として、金問題をも包摂したものであり、金銀比価変動として現われて、在中外国銀行に媒介され、中国は事実上金為替本位圏に包摂されていたのである（濱下武志「中国幣制改革と外国銀行」『現代中国』第58号、1984年4月、66ページ）。

管理を強化したものの、フラン危機が発生し、9月26日、金本位制を停止しフラン切り下げを余儀なくされることとなった。同時に他の金ブロック諸国（スイス、オランダ）も切り下げを実施した結果、34年5月のイタリアの脱落以降結束が乱れていた金ブロックはその役割が果たせない状態に陥ることになった。結局、為替安定をはかるべくフランスは、同日、米・英との間に三国通貨協定を成立させ、さらに9月29日、金輸出禁止令につぎ翌10月2日、新貨幣法を制定し、フランス銀行が金兌換を停止した結果、ここに金ブロックは完全に崩壊することになったのである³⁵⁾。

しかしながら、三国通貨協定は為替安定の具体策が明確にされず、為替安定基金が保有する外貨準備の価値保証、為替介入などを行うことができない状況にあった。そこで、同年10月12日、三国政府は金イア・マーク協定を締結し、これによって為替障碍（外国為替困難）の除去、相互間の自由交換などが確認され、当日の金市場価格で外貨と金との交換が可能となった。これを受けて、フランスは翌13日、為替相場の安定をはかるための為替安定基金（為替平衡金）を創設し、ここに英・米・仏三国相互間の為替安定基金運用の国際協調体制ができ上がった。これと同時にイギリスはフランスの東欧諸国との支払い協定を媒介に東欧諸国への進出を加速させ、ドイ

ツとの市場抗争を必然化し経済的・軍事的に衝突していかざるをえなくなるのである³⁶⁾。

2 為替管理政策と横浜正金銀行の対外業務

以上のような世界経済のブロック化とその再編、国際決済機能の低下及びその機能の複雑化のなかで、管理通貨制度に移行した日本政府は円為替相場を放任したが、ほどなく金・外貨資金の枯渇に遭遇し、この対策として外貨・為替資金の管理を強化することとした。これを機に対外金融機関の再編がすすみ、ここに正金銀行は業務割合が増大することとなったのである。

すなわち、すでにみたように金輸出の再禁止後、日本政府・日本銀行・正金銀行の在外資金は枯渇し、為替市場に対する正金銀行の統制力は低下し、為替相場の変動もドル買持人の意向によって左右されるという状態になっていた（第8表）。日本政府は円の価値を切り下げ、インフレによる不況の克服、輸出産業の振興（輸出の躍進、輸入の阻止）に有利として為替を放任したが、これが反面では資本の海外逃避誘発、政府の海外支払増大を招くことになり、金・外貨資金の貧困に制約された。こうした国際収支の調整さらには為替相場の安定をはかる対策として日本政府は、まず外貨管理に当たるべく32年3月、産金時価買上を開始し、為替相場下落による産金業者へ

第8表 外国為替相場（1931-1937年）

年次	ニューヨーク (100円につき)		ロンドン (1円につき)		上海 (100円につき)		ボンベイ (100円につき)	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
1931(昭和6)年	49 $\frac{3}{8}$	34 $\frac{1}{2}$	3.00 $\frac{1}{4}$	2.00 $\frac{5}{16}$	176 —	100 —	198 $\frac{1}{2}$	134
1932(昭和7)年	37 $\frac{1}{4}$	19 $\frac{3}{4}$	2.01 $\frac{1}{16}$	1.02 $\frac{5}{8}$	109 —	66 —	139	80 $\frac{1}{4}$
1933(昭和8)年	31 $\frac{1}{4}$	20 $\frac{1}{4}$	1.02 $\frac{5}{16}$	1.02 —	88.9	102.8	81 $\frac{1}{2}$	77 $\frac{1}{2}$
1934(昭和9)年	30 $\frac{5}{8}$	28 $\frac{1}{2}$	1.02 $\frac{1}{8}$	1.02 —	75.5	95.7	79	76 $\frac{1}{2}$
1935(昭和10)年	29 $\frac{1}{8}$	27 $\frac{3}{4}$		1.02 —	67.6	96.2	77 $\frac{3}{4}$	76 $\frac{3}{4}$
1936(昭和11)年	29 $\frac{1}{2}$	28 $\frac{1}{2}$		1.02 —	94.8	97.1	77 $\frac{7}{8}$	76 $\frac{3}{4}$
1937(昭和12)年	29 $\frac{1}{4}$	28 $\frac{1}{2}$		1.02 —	95.2	97.6	77	76 $\frac{3}{4}$

(注) 総務庁統計局監修、日本統計協会編『日本長期統計総覧 第3巻』日本統計協会、昭和63年、106-107ページより作成。

35) 山本栄治、上掲書、71-74ページ。

36) 石垣他、上掲書、214-215、252-255ページ。山本栄治、上掲書、73-74ページ。

の打撃及び政府海外払いの増大に対応することとした。そしてまた正金銀行は在外資力においても、為替相場においても苦境に立たされることになり、なにはともあれ英・米貨資金の充実をはかることが急を要するところであった。そこで正金銀行は、輸出為替をできるだけ多く取扱い、さらに上海・ニューヨーク市場において円売・ドル買を通してできるだけ多くの英・米貨資金を調達し、在外資金の充実と同時に、自行の立場回復に努力することとなった³⁷⁾。こうした状況のもと、同年3月、正金銀行は日本銀行との「外国為替貸付金制度」の貸付利率等が改定される一方、他方日本銀行に対する当座借越の利率も同行の商業手形割引歩合と同率となった。またこの際、輸出手形引当についてはこれまでロンドン・ニューヨーク向け為替手形に限定されていたが、これを契機としてその他の諸国向けのものも含めることになった。以上について同年7月、日本政府（大蔵省理財局国庫課）はこうした為替相場の低落より生ずる資本の海外流出と為替思惑取引の阻止のため、「資本逃避防止法」（昭和7年法17号）を制定し、為替管理の強化をすすめる国際収支の調整、為替相場の安定にあたったものの、上海事変後の東アジア情勢のもとに日本の経済界が動揺し、銀行間取引が減少し、結局、為替相場の安定をはかる政策とはならなかった。しかし正金銀行はこの為替市場における統制の強化を追い風にして、外国為替業務における役割を一層加重することになった³⁸⁾。

こうした情勢のなかで、33年3月6日、アメリカがさきにもたように金銀輸出禁止布告とインフレ政策を断行した結果、各国為替取引の混乱、ドルの動揺を来すことになり、同月8日、日本政府は米ドルとの取引停止、つづいて為替基準相場をドル建てからポンド建てに変更することを決定した。しかし正金銀行はアメリカが翌4月19日、正式に金本位制を停止したのを受けて、翌20日、為

替基準相場を米ドルより英ポンド（対英相場、1シリング2ペンス）に変更すると同時に、対米その他各地向け相場をこれにしたがって算出する方針に転換した³⁹⁾。そして、円為替相場の動揺を防ぎ、ポンドに集中する方策を採って極力ドルの変動による危険を除くことにした。その後日本の熱河省・河北省侵攻、国際連盟脱退、対米関係の悪化などがすすむ一方、原料輸入品価格の昂騰、あるいは「資本逃避防止法」を掻い潜る資本の海外逃避などが相継ぎ、早急に為替相場の安定に迫られた日本政府は、33年5月1日、「外国為替管理法」（昭和8年法28号）を施行した。この外国為替管理法の制定は、資本逃避防止法の継承、思惑的資金移動の統制など、一切の外国為替取引を取締る権限を掌握すると同時に、資本流出の抑制によって為替相場の安定をはかるものであった。この為替管理の実施によって、為替思惑取引の取締り、国際収支の調整がはかられる一方、他方では正金銀行を通じた為替統制により、為替相場は安定的に維持されることとなったのである⁴⁰⁾。

ところで、こうした為替管理政策が強力にすすめられる状況のもと、外国為替銀行の動向も急激な変化を遂げるようになった。すなわち為替管理が強化されるなかで大蔵省は、外国為替業務を営む本邦・外国銀行に対し、その店舗を大蔵大臣への届け出を義務化し、届け出た銀行を「外国為替銀行」と称することにした。これに従って、33年8月までに外国為替業務を営む邦銀41行（910カ店）、外国銀行（N. Y. ナショナル・シティ銀行、蘭印商業銀行、香港上海銀行、中国銀行、チャータード銀行、和蘭銀行、日仏銀行）7行（15カ店）はそれぞれ届け出たのであった（第9表）。しかしこの場合、外国銀行は、貿易の拡大は望み難く、思惑的円為替投機⁴¹⁾、満州向け送金など正常な業務の遂行さえ困難となり、前年（32年）4月、日仏銀行が横浜支店を閉鎖し、つづいて同年独亜

37) 東京銀行編『横浜正金銀行全史 第三巻』東洋経済新報社、昭和56年、554-555ページ。

38) 深井英五、上掲書、昭和16年、274-278ページ。東京銀行編『横浜正金銀行全史第四巻』東洋経済新報社、昭和57年、46-61ページ。大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史 第十三巻——国際金融貿易——』東洋経済新報社、昭和38年、120-138ページなどを参照。

39) 柴田善雅『戦時日本の金融統制』日本経済評論社、2011年、73-74ページ。大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、139-147ページ。東京銀行編、上掲・第四巻、50-51、57ページなどを参照。

40) 以上、新井慎次、『両大戦間の円と為替の話 上』外国為替貿易研究会、昭和45年、92-99ページ。伊藤正直『日本の対外金融と金融政策 1914-1936』名古屋大学出版会、1989年、270-278、307-318ページ。東京銀行編、上掲・第四巻、92-93ページなどを参照。

41) 上海・大連市場における円為替投機は、33年3月、大連銭鈔取引所日商部との取引厳禁通達、同年10月15日、関東州・満鉄付属地為替管理実施によって消滅する（伊藤正直、上掲書、270-272ページ）。

第9表 在日外国銀行の主要勘定（1931－1936年）

（単位：千円）

年 度	銀行数	支店数	総資産	貸出	預金	総収益	純利益
1931(昭和6)	8	17	111,407	22,622	55,356	6,290	-1,088
1932(昭和7)	7	15	111,795	19,227	46,361	8,535	1,060
1933(昭和8)	7	1	174,919	19,131	53,670	9,976	1,328
1934(昭和9)	7	15	228,200	21,337	67,610	8,668	949
1935(昭和10)	7	15	216,022	24,417	85,785	8,612	1,293
1936(昭和11)	7	15	294,794	23,817	88,602	8,723	-1,430

(注) (1)立脇和夫『在日外国銀行百年史 1900～2000年』日本経済評論社、2002年、448ページ。
(2)原資料は、『銀行局年報』（第47次）1924年～（第65次）1941年。

銀行が30年の横浜支店の閉鎖に続いて神戸支店を閉鎖し、在日支店の撤退を余儀なくされることとなり、この為替管理の導入は、外国為替業務を主業とする外国銀行に対して大きな打撃を与えることになった⁴²⁾。また為替管理が展開されるなかで財閥系普通銀行は外貨買持が思惑視されて困難となり、在外資金運用において最も有利な証券投資をまったく取扱えなくなったのである。

他方、正金銀行は、外貨証券の買入については大蔵大臣から概括的許可を得て有利な立場にあった。さらに日本銀行から低利の外国為替資金（2,000万円を限度、年2%）を借入れ、これによって市中相場よりも低い相場で購入手形を買漁ることもできた。この結果、為替管理の進展下において財閥系普通銀行の外国為替業務が停滞する一方、正金銀行のそれが増大する傾向にあった。これまで正金銀行は、日本政府・日本銀行指定の金融機関として国際収支の送金及び為替業務などを中心に担当しその役割を果たしてきたが、為替管理実施以降は為替業務

を独占的に担当してその統制力を発揮し、為替取扱シェアは半分以上を占めるにいたった（第10表）。これは為替管理導入後、財閥系普通銀行の外貨買持思惑が困難となり、他方で政府の為替低位維持政策により正金銀行に豊富な外貨資金が集中し、同時に正金銀行が外貨資金の需要に対して自由に売り応じ得た、この結果であった。また上海の時局悪化、日米断交などの国際情勢、国内財界の動揺にともない外国銀行が日本からの資金引揚げ及び円資金の欠乏によって、為替業務を取扱え得ず、もとより正金銀行への集中が一層すすんだことを物語るものであった⁴³⁾。こうした内外情勢のもとに対外金融機関の再編がすすみ、財閥系普通銀行が大きく後退し、外国銀行及び特殊銀行（朝鮮銀行・台湾銀行）の低迷するなかで、正金銀行は業務を拡大しその役割を増幅することになったのである。

なお、これに加えて、34年1月、アメリカの金準備法制定を受けて主要資本主義国は、金集中政策を強行し、

第10表 外国為替取扱高銀行別

（単位：100万円、%）

	横浜正金銀行	台湾銀行	朝鮮銀行	普通銀行	外国銀行日本支店	合 計
1929	11,059(39)	1,389(5)	1,070(4)	12,515(44)	2,335(8)	28,366(100)
1931	7,331(38)	981(5)	663(3)	8,651(45)	1,720(9)	19,326(100)
1933	9,740(48)	1,093(5)	893(4)	6,719(33)	1,806(9)	20,251(100)
1935	11,513(46)	1,333(5)	1,290(5)	8,338(33)	2,552(10)	25,126(100)
1937	18,169(57)	1,493(5)	1,119(4)	7,909(25)	3,136(10)	31,745(100)

(注) (1)伊藤正直『日本の対外金融と金融政策』名古屋大学出版会、1989年、312ページ。
(2)原資料は、大蔵省『銀行局年報』各年版。

42) 立脇和夫『在日外国銀行百年史 1900～2000年』日本経済評論社、2002年、75－77ページ。

43) 以上、日本銀行調査局特別調査室編、上掲書、149－150ページ。東京銀行編、上掲・第三巻、560ページ。東京銀行編、上掲・第四巻、46－61ページ。朝日新聞社経済部編『朝日経済年史 昭和8年版』朝日新聞社、60、70ページなどを参照。

前述のごとく基軸通貨間の為替切り下げ抗争が展開されることになった。同年4月、日本政府は外貨資金管理を一層強化すべく「日銀金買上法」を制定し、金の海外現送でなく国内金を集中し、さらに金の買入主体を政府から日本銀行に移すことで、正貨の充実をはかることにした。これ以降、金買入が継続されると同時に金の海外現送は行われず、金の国内保有・正貨充実という目的は一応達成されたのである⁴⁴⁾。また10月以降正金銀行は、日本政府の為替管理の強化策のもと、対英1シリング1/16ペンスに変更し、円価の低落傾向に対して市場の効果的利用と豊富な資金量をもって、円為替相場の安定・維持に努めた⁴⁵⁾。こうした為替市場における正金銀行の役割は、欧米列国が採用している為替平衡基金と同様の機能を果たすものであった。これはいうまでもなく、国策銀行として自由な立場に置かれていた正金銀行が、財閥系普通銀行、特殊銀行、外国銀行等の外国為替銀行では容易にできなくなった為替売持・買持を独占的に取扱い、これがしたがって円為替相場の安定に大きな役割を果たすことにもなったわけである⁴⁶⁾。

ところで、日本銀行は、正金銀行への国内向け外国為替貸付金に対する担保を、ロンドン・ニューヨーク払いの輸出為替手形のみ限定していたため、これ以外の地域への輸出が増加した場合、正金銀行は、それだけ内地の資金が圧迫されることになった。こうした状況にあつて、35年、世界各地への輸出の増進がはかられた結果、正金銀行の為替買持は激減し、為替相場の先行きにも不安が生じることとなった。そこで正金銀行は、当面、所有する本邦外貨公債を日本銀行の勘定に差入れ、これを担保として円資金の融通を受けることにした⁴⁷⁾。この外貨・為替政策の結果、33年から36年にいたるまで一切の外国為替取引の管理及びポンド決済が支配的となり、円為替相場は低位に安定し、同時に金現送の必要もむしろ

減少し日本の国際決済構造が安定することになった⁴⁸⁾。ともあれ、正金銀行はこうした日本政府の為替管理の強化策によって、為替業務をさらに集中し、日本の為替市場における重要な地位を得ることとなったのである。

ところが、二・二六事件後、広田弘毅内閣（馬場鑛一蔵相）は軍備拡張・インフレ財政を強力に推進した結果、為替下落の圧力、軍需重工業原料需要の急増などを相乗させて輸入為替取決めが殺到し、ここに金・外貨資金の不足が問題と化したのである。この場合、外国為替管理法のもとに投機的活動が制約されるなかで、外国為替銀行はまさしく輸出入為替を取扱い、実需の売買に努めていた。しかし事件の影響により、輸出為替はその影をひそめ外国為替銀行は出会難から売止めを余儀なくされ、一方、輸入為替の取決めが正金銀行に集中することになった。この際、正金銀行は殺到した巨額の輸入為替を1.02シリング及び29ドルの相場で売応じ、当面の為替市場の動揺を押さえることとなった。

しかし、この間国内及び世界の政治・経済情勢（36年9月、三国通貨協定の成立、金ブロックの崩壊、中欧諸国間の政治不安など）の変化にともなつて、軍拡用資材、関税引上げ等による見越輸入から輸出為替が消滅し輸入為替の取組みが激増した。この結果、正金銀行は売持に転じ、円為替相場は安定性を欠き、大きく動揺することになり⁴⁹⁾、ここにほかならぬ日本の国際決済構造の脆弱性が露わになったのである。と同時に、輸入為替の需要が殺到し円為替相場が下落した際、正金銀行は在外資金（3億円）をもって梃入れし、下落阻止にあたったものの十分な効果がみられず、結果として以前にもまして思惑輸入、海外市場での円売りを許すことになった。かくしてこのような円為替相場の新たな局面を迎えた日本政府は、その早急なる対策が迫られることとなったが、同時に為替政策の担当者の統一問題が新たに浮上することに

44) 伊藤、上掲書、330-332ページ。

45) 新井真次、上掲書、118-119、134-135ページ。東京銀行編、上掲・第四巻、93、119-123ページ。橋本寿朗、上掲書、208-209ページ。

46) 朝日新聞社経済部編『昭和財界史 朝日経済史 臨時特号（昭和11年）』朝日新聞社、154ページ。東京銀行編、上掲・第四巻、153-154、190-200ページなどを参照。

47) 東京銀行編、上掲・第四巻、190-191ページ。

48) この間の日本の国際（収支）決済構造が安定していたというもの、それは外国為替銀行の一時的な外貨資金の蓄積に支えられたものであり、日本の在外資金は、32、33年に増勢にあったものの、34、35年にはブロック外貿易の赤字の結果大きく減少することとなり、貿易構造、資金移動の面で脆弱性を内包せしめ、極めて不安定なものであった（伊藤、上掲書、322-333ページ）。

49) 朝日新聞社経済部編、前掲・『昭和財界史 朝日経済年史 臨時特号』154ページ。朝日新聞社経済部編『朝日経済年史 昭和12年版』朝日新聞社、70-77ページ。

なった⁵⁰⁾。このため日本政府は、同年11月27日、為替管理を強化すべく為替管理令に関する省令（「外国為替管理法」に基づく）を改正し、円為替相場の安定をはかることとしたが、これと前後する馬場軍拡財政、日独防共協定締結など国内・外の政治不安が増幅するなかで円先安の予想を惹起させることになり、結局、思惑輸入をさらに増大させることになった。その結果、金・外貨資金問題を再び惹起させ、円為替相場は下落傾向を一段と加速させることとなった。

この事態に対して、同年12月3日、日本政府（大蔵省）は、日本銀行と正金銀行と協議の末、現行機構を変えず為替統制をもって対応することにし、外国為替管理法の改正をおこない（37年1月公布）、輸入貨物代金決済のための為替取引と輸入信用状取得を許可制にし（輸入為替管理令）、輸入の抑制及び為替相場の維持を目的とする貿易管理へと質的転換をはかり、これに対応することとしたのである⁵¹⁾。さらに、日本政府は、37年1月8日、この輸入為替管理令を施行し、輸入の抑制、為替相場の維持をはかると同時に、日本銀行の金買上分を政府勘定に移管することにした。これを受けて正金銀行は、これまで継続してきた為替買持をみなおし為替売持の方針に転換を余儀なくされた。しかし、この経済統制が導入されても輸入の増勢は止まらず、為替相場維持のために相対的に高値をつけている正金銀行に輸入為替が殺到して、正金銀行の外貨資金は完全に窮迫するにいたった。

こうした状況を受けて、日本銀行（大蔵省）は正金銀行の外貨資金繰りの緩和を目的として、同年3月9日、金買上法に基づいた金の現送を開始し、在外正貨の充実

と円為替相場の低落防止にあたることとしたのである⁵²⁾。この場合、3月から4月の間に「正貨準備」の増加分約1億1,000万円の金現送を断行した。この際の金現送の代り金は、まず政府の在外指定の預金として正金銀行（ロンドンまたはニューヨーク支店）に預け入れるとともに、外貨債元利払いに充て、そして後日、必要に応じて正金銀行に払下げられることになった。これとあわせて4月、正金銀行は海外支店の為替資金の補充のため日本銀行から在外資金（40万ポンド）を払下げることになり、ここにその金繰り上ようやく一息つくことができた。つづいて5月、日本政府は、外国為替管理部を為替局（為替局長、上山英三）に改組し、輸入の統制・強化をはかることにした。この際正金銀行は、統制された為替を独占的に取扱い、貿易・為替管理の行政補助機関としての性格を強くもつこととなった⁵³⁾。一方、正金銀行以外の民間外国為替銀行はさらに窮迫することになった。この年、正金銀行は日本銀行と間の「外国為替貸付金制度」の貸付率を再び改定し、その結果、輸入手形持高の著しい増加及び金現送に伴う正金銀行の払下げ等による資金供与をさらに高めることとなったのである⁵⁴⁾。

ともあれ、この間の正金銀行の為替取扱は、輸入漸増、輸出漸減の結果として、巨額の売越となり、国際収支のバランスが崩れ、直ちに金・外貨資金の調達を迫られることになった。それゆえ、正金銀行は金の現送が継続されるなかで、これまでのような輸入為替偏重の傾向を改め、すべて英・米貨資金の調達に結びつく金融に基づいた、輸出為替の吸収を目指して邁進することとなったのである。

50) 新井真次、上掲書、149ページ。東京銀行編、上掲・第四巻、270-281ページ。なお、日本の為替政策は、いうまでもなく大蔵省・日本銀行・正金銀行の協調のもとに、正金銀行が事実上の担当者としての役割を果たしてきた。ところが以上のような事態のなかで、正金銀行が市中銀行と競争的立場にある「営利会社」と「国策銀行」との性格を兼備している以上、統制に限界があり、これに代って日本銀行を為替政策の中心機関にすえ、当面の危機を脱出すべきである、との要望が各方面から出されることとなった（朝日新聞社経済部編・上掲『朝日経済年史 昭和12年版』、77ページ）。

51) 日本銀行調査局特別調査室編、前掲書、351-352ページ。原朗『日本戦時経済研究』東京大学出版会、2013年、147ページ。

52) 東京銀行編、上掲・第四巻、351ページ。齊藤壽彦『近代日本の金・外貨政策』慶應義塾大学出版会、2015年、1384ページなどを参照。

53) 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史 第四巻』日本銀行、昭和59年、362ページ。原朗、上掲書、153-155ページなどを参照。

54) 以上、日本銀行調査局特別調査室編、上掲書、393-394ページ。東京銀行編、上掲・第四巻、347-351ページ。日本銀行百年史編纂委員会編、上掲書、211ページなどを参照。